

一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討

第95回 制度設計専門会合 事務局提出資料 2024年3月28日



本日の議論について

- 一般送配電事業者における非公開情報の漏えい事案については、2023年4月25日 に開催された第85回制度設計専門会合において、業務改善計画提出以降1年間を 集中改善期間として、業務改善命令・業務改善勧告・業務改善指導の対象となった 事業者(以下「処分等対象事業者」という。)に対して、電力・ガス取引監視等委員 会(以下「委員会」という。)においてモニタリングを実施することとしたところ。
- また、2023年6月27日に開催された第86回制度設計専門会合においては、第1回モニタリングとして、委員会において処分等対象事業者の各社長との面談を実施した旨、同10月31日に開催された第90回制度設計専門会合においては、第2回モニタリングとして、委員会事務局において処分等対象事業者に対する現地ヒアリング等を実施した旨を、それぞれ御報告させていただいたところ。
- 本日は、第3回モニタリングとして、委員会事務局において第1回、第2回のモニタリングとは異なるテーマを設けて、処分等対象事業者に対するオンラインヒアリング(一部事業者については対面とオンラインのハイブリッド形式)を実施したことから、その結果について御報告させていただく。

第84回制度設計専門会合 資料4(2023年4月25日)赤枠追記

- 内部統制の抜本的強化に係る取組については、各事業者における取組が基本となるが、 今般処分等の対象となった事業者における取組について、委員会においてモニタリングを 実施することとしてはどうか。
- 具体的には、今後1年間を集中改善期間とし、その間、以下のような方法で実施する こととしてはどうか(期間中のモニタリング等の頻度は処分の軽重に応じたものとする。)。
 - > 実地確認の実施
 - > 委員会による面談・意見交換
 - ▶ 委員会事務局による対面・オンラインのヒアリング
- また、集中改善期間の最後には、ヒアリングや実地確認において確認した状況を踏まえ、 委員会が取組状況を点数化して評価し、その後は1年に1度程度を目安として(ただし、当該評価に応じた頻度とする。)、進捗を確認することとしてはどうか。
- なお、今般処分等の対象となっていない事業者においても、要請した内部統制体制の確認の状況につき、協議・フォローアップを実施予定。

(参考) 今後のモニタリングについて

- 今後は各事業者の内部統制体制の強化状況について、実地確認やヒアリング等を通じてモニタリングをしていく予定。
- その際、各事業者の社長から説明がなされた内部統制体制及び再発防止策について、 実際に機能しているか・効果が上がっているかといった点や、電力・ガス取引監視等委員会の委員長、委員及び事務局より指摘のあったポイントの取組状況について、確認していく。

内部統制の強化に係るモニタリングについて

第85回制度設計専門会合 資料3-1(2023年5月22日)赤枠追記

- 前回会合において、処分等の対象となった事業者における内部統制の抜本的強化に係る取組については、委員会においてモニタリングを実施することとし、その一環として、委員会による面談・意見交換を実施することとしたところ。
- これを踏まえ、まずは命令対象の事業者(一般送配電事業者及び関係小売電気事業者)を対象として、本年6月6日、委員会(委員長・委員)による面談・意見交換を実施予定。
- また、上記面談・意見交換の実施後、勧告対象の事業者及び指導対象の事業者についても、随時委員長又は事務局長との面談・意見交換を実施予定。
- その後は各事業者について、実地確認やヒアリング等を通じて、提出のあった内部統制 体制の実効性についてモニタリングをしていく予定。
- なお、要請対象の事業者においても、内部統制体制の確認を要請しているところ、同日付で当該確認結果が報告されていることから、必要に応じ、事務局(総合監査室等)においてヒアリングや意見交換を実施予定。

第86回制度設計専門会合 資料4(2023年6月27日)赤枠追記

● 第1回のモニタリングとして、電力・ガス取引監視等委員会において、業務改善命令、 業務改善勧告及び業務改善指導(以下「処分等」という。)の対象事業者の社長から、①既にどのような取組に着手したのか、②今後どのような点を意識しながら計画を 実行していくのか、③自身が内部統制の強化にどのように関与し、リーダーシップを発 揮していくのか、といった点を聞き取るため、各事業者の社長との面談を実施した。

【実施概要】

対象事業者	実施者	日時(方式)	
命令対象事業者	委員長 委員 事務局	令和5年6月6日 (対面)	
勧告対象事業者	委員長 令和5年6月15日及び 委員 (委員長・事務局は 事務局 委員はオンライン)		
指導対象事業者	事務局	令和5年6月20日 (対面)	





第90回制度設計専門会合 資料6(2023年10月31日)赤枠追記

● 第2回モニタリングとして、現地ヒアリングを実施し、役員、各部署の管理職及び担当者に対して、経営層の取組、本店の教育・研修に係る取組、自らの部署における取組、及び第2線、第3線機能を担う部署の管理職及び担当者に対して、それぞれの体制と取組について聞き取りを実施した。

対象事業者	日時(方式)	調査対象部署・事業所	
九州電力送配電(命令対象) 九州電力(命令対象)	令和5年8月23日、24日 (現地ヒアリング)	本店の確認事項所管部署(送配・小売) 福岡配電事業所(送配) 福岡支店(小売)	
中国電力NW(命令対象) 中国電力(勧告対象)	令和5年9月5日、6日 (現地ヒアリング)	本店の確認事項所管部署(送配・小売) 広島ネットワークセンター(送配) 広島統括セールスセンター(小売)	
四国電力(勧告対象)	令和5年9月7日 (現地ヒアリング)	本店の確認事項所管部署 香川支店	
関西電力送配電(命令対象) 関西電力(命令対象)	令和5年9月11日、12日 (現地ヒアリング)	本店の確認事項所管部署(送配・小売) 神戸配電営業所(送配) 神戸支社(小売)	
中部電力PG(勧告対象) 中部電力MZ(勧告対象)	令和5年9月19日、20日 (現地ヒアリング)	本店の確認事項所管部署(送配・小売) 名古屋支社(送配) 名古屋営業本部(小売)	
東北電力NW(勧告対象) 東北電力(勧告対象)	令和5年10月4日、5日 (現地ヒアリング)	本店の確認事項所管部署(送配・小売) 仙台南電力センター(送配) 仙台南営業所(小売)	
四国電力送配電(指導対象)	令和5年10月19日 (オンライン)	本店の確認事項所管部署	
沖縄電力(指導対象)	令和5年10月19日 (オンライン)	本店の確認事項所管部署	

オンラインヒアリングの日程・テーマ

● 第3回モニタリングとして、①ITガバナンス、②業務委託先管理、③三線管理に係る内部 部統制体制をテーマに、処分等対象事業者に対してオンラインヒアリング(一部事業 者については対面とオンラインのハイブリッド形式)を実施した。

対象事業者	日時
九州電力送配電株式会社(命令対象)	令和5年11月30日
九州電力株式会社(命令対象)	同上
関西電力送配電株式会社(命令対象)	令和5年12月1日
関西電力株式会社(命令対象)	同上
中国電力ネットワーク株式会社(命令対象)	令和5年12月11日
中国電力株式会社(勧告対象)	令和5年12月12日
中部電力パワーグリッド株式会社(勧告対象)	同上
中部電力ミライズ株式会社(勧告対象)	令和5年12月14日
東北電力ネットワーク株式会社(勧告対象)	同上
東北電力株式会社(勧告対象)	令和5年12月15日
四国電力株式会社(勧告対象)	令和5年12月25日
四国電力送配電株式会社(指導対象)	令和6年1月12日
沖縄電力株式会社(指導対象)	令和6年1月16日
北陸電力送配電株式会社(指導対象)※	令和6年2月28日

[※] 北陸電力送配電株式会社については、非公開情報管理に係る体制整備義務違反が判明したことから、委員会での審議を 踏まえ、令和5年12月19日付で業務改善指導を実施し、委員会のモニタリング対象に追加(同日公表済)。 https://www.emsc.meti.go.jp/info/public/pdf/20231219001a.pdf

オンラインヒアリングの結果 (テーマ①:ITガバナンス)

● **ITガバナンス**に関して、主に以下の事項についてヒアリングを実施した。

確認事項	確認の観点		
情報システムの物理分割等に向けた スケジュール管理	✔ 経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発計画を策定しているか		
	✓ 中長期の開発計画は、取締役会の承認を受けているか		
	✓ プロジェクトの責任者が定められ、開発計画に基づき進捗管理されているか		
ID、パスワード管理	✓ ID・パスワード管理に関するルールが明確になっているか		
	✓ ID・パスワードの管理に関するルールが運用されているか		
重要なシステム開発を行う際の 要件定義における確認体制	✓ システム開発における企画・開発・移行についてルールが策定されているか		
	✓ 要件定義の際に、開発担当者の理解の促進・統一を図る仕組みがあるか		
	✓ 品質状況を管理するためのレビュー体制が整備されているか		
EUC (End User Computing※) の	✓ EUCの全社的な管理の枠組み(EUCの定義が行われているか、規程が整備されているか、管理台帳等により管理が行われているか、等)があるか		
開発・管理体制 	✓ EUC開発に係る体制がどうなっているか、プログラムのレビューが行われているか		

[※]一般的な定義の例としては、EUCとはシステムを利用して業務を行う業務部門の人員(エンドユーザー)が業務に必要なシステムを自ら開発し、当該システムを用いて情報の加工、編集、管理等の情報処理を行うことを言う。

オンラインヒアリングの結果 (テーマ②:業務委託先管理)

● **業務委託先管理**に関して、主に以下の事項についてヒアリングを実施した。

確認事項	確認の観点		
業務委託に関する全社的管理の 枠組みの整備・運用状況	✓ 業務委託に関する規程が整備されているか		
	✓ 業務委託に係る全社的管理の枠組みが構築されているか		
	✓ 業務委託先の選定基準に従った選定又は継続決定が行われているか		
業務委託先の選定・契約・監視の 状況	✓ 業務委託の範囲、委託先との役割分担、権限、責任、損害賠償が明確になっているか		
	✓ 非公開情報に関する安全管理措置が契約等により担保されているか		
	✓ 業務委託先の監視方法が明確になっているか		
障害・事故等発生時の対応状況	上時の対応状況		
災害対応時の業務委託に関する 体制の整備状況	✓ 非常災害対応の発動/終了ルールが策定されているか		
	✓ 非常災害対応の際に、小売に対して提供する非公開情報を含む紙面資料等について、対応終了後の取り扱いに関するルールが策定されているか		

オンラインヒアリングの結果(テーマ③:三線管理に係る内部統制体制)

● **三線管理に係る内部統制体制**に関して、主に以下の事項についてヒアリングを実施した。

確認事項	確認の観点		
	✓ 体制のアップデート(体制変更の有無、等)		
 2線の活動状況	✓ 2線の1線の活動に対するサポート実施状況(1線から寄せられる相談への対応状況、業務総点検の実施状況、 等)		
と言葉がつからまたがら	2線の1線の活動に対するモニタリング実施状況(具体的なモニタリング方法が策定されているか、モニタリングが実施されているか、モニタリング結果の監督機関等への報告実施状況、等)		
	✓ 不正リスク評価の実施(不正のトライアングルを用いた不正リスク評価を実施しているか)		
3線の活動状況	✓ 内部監査の実施状況(2線に対する内部監査の実施状況、発見事項・気づき事項の有無、内部監査結果の監督機関への報告実施状況、等)		

オンラインヒアリングに係る事務局の所感①

- 今回のオンラインヒアリングを通じて、各社の取組の進捗度合いや施策の実効性等についてはそれぞれ異なるものの、下記のとおり一定の成果がみられることを確認した。
 - ♪ ①ITガバナンスに関して、システム開発に関する各種ルールやID・パスワード管理に 関するルールが策定されていること、全社的なシステム開発体制を組みつつシステム 物理分割に向けて取り組んでおり、その進捗管理がなされていること
 - ②業務委託先管理に関して、業務委託に関する規程や非常災害対応の発動/終 了ルールが策定されていること、業務委託先との契約において非公開情報の取り扱いに関する安全管理措置が担保されていること
 - ③三線管理体制に関して、体制整備が進捗しており、2線による1線の活動のモニタリングや3線による内部監査(システム監査含む)が進められていること

オンラインヒアリングに係る事務局の所感②

- 他方で、**引き続き確認・議論すべき事項**も確認された。
 - ② ①ITガバナンスに関して、非公開情報の管理の用に供するシステムのアクセス権限 設定プロセスにおける2線部署による関与の十分性、非公開情報を取り扱うEUC (End User Computing) の全社的管理体制の十分性、等
 - ②業務委託先管理に関して、重要な委託業務について全社的管理体制の十分性、 行為規制に関する専門知識を有する2線部署の関与の十分性、一般送配電事業 者とみなし小売電気事業者の双方から業務委託を受けている会社における安全管 理措置の実施状況、等
 - ③三線管理に係る体制の整備に関して、行為規制に関する一連の取組状況の結果に関して、外部の目線を取り入れた監督機関等で議論されているか、また議論は活発か

今後のモニタリングについて

- 前述した**引き続き確認・議論すべき事項**及び内部通報制度、不正発生時の処分といった各事業者から提出された業務改善計画に記載のある他の取組項目に関しても、第4回のモニタリング(対面・オンライン等を活用した打合せ形式)を現在実施中である。
- 加えて、第84回制度設計専門会合において、集中改善期間の最後に各社の再発防
 止に向けた取組状況を点数化して評価するとされたところ、評価の観点を策定中である。評価の観点の最終版は、次回以降の制度設計専門会合にて御報告させていただく。

〈集中改善期間に係るモニタリングの実施状況〉

第1回(社長面談実施済)	第2回(現地ヒア等実施済)	第3回(オンラインヒア等実施済)	第4回(オンラインヒア等実施中)
✓ 業務改善計画に係る全体 像・スケジュール✓ 経営層による取組・リー ダーシップなど	✓ 現場従業員の法令遵守 意識向上に係る取組✓ 三線管理に係る体制整備 状況及び取組など	 ✓ 第1回・第2回で確認された 課題の改善状況の確認 ✓ 業務改善計画記載のリスク評価、 統制措置(委託先管理など)、 情報伝達(ITガバナンスなど) に係る取組 など 	 ✓ 第1回~第3回で確認された 課題の改善状況の確認 ✓ 業務改善計画記載の残りの取組 (内部通報制度、不正発生時の 処分、など) など

各事業者における業務総点検の促進について

- 業務改善計画に従った業務総点検において、委員会が求めたリスクの洗出しを効果的に行う中で、一部事業者においては体制整備の不備を追加で発見し、早急な是正を実施したところ。
- このような過程を通じ問題のある情報漏えい事案が発生するリスクが軽減されるものと考えられるため、今後も、各事業者には業務総点検の実施やその結果に係る迅速な報告を求めるとともに、必要に応じて、体制整備のさらなる改善を求めていく。
- また、業務総点検の過程において、**体制整備の不備によるシステム上の情報の業務利 用が確認された場合**には、小売電気事業者間の競争環境や公平性への影響の程度 等を踏まえて、**本委員会において適切に対応していく**。